

## 岡崎市地域福祉計画推進委員会要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、岡崎市地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員長)

第2条 推進委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、推進委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第3条 推進委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (事業検討部会)

第4条 委員長が必要と認める場合は、委員長が指名する委員並びに市民及び地域福祉関係者をもって構成する合議体（以下「事業検討部会」という。）で、推進委員会の所掌事務について調査検討することができる。

2 前項の場合において、委員長が事業検討部会を指揮監督する委員（以下「部会長」という。）を指名する。

3 部会長は、事業検討部会の調査検討内容を直近の推進委員会で報告するものとする。

### (庶務)

第5条 推進委員会の庶務は、福祉部ふくし相談課及び社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会において処理する。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- ( 岡崎市地域福祉計画推進委員会設置要綱の廃止 )
- 2 岡崎市地域福祉計画推進委員会設置要綱(平成20年 3 月13日制定)は、  
廃止する。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。